

創業支援事業委託 仕様書

この仕様書は船橋商工会議所（以下「甲」という。）が、受託者（以下「乙」という。）に委託する創業支援事業の運営に関し、必要な事項を定めるものである。

1. 委託業務名

令和6年度「創業支援事業（起業スクール）」実施業務委託

2. 委託業務期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

3. 委託業務内容

(1) 創業支援事業（起業スクール）のねらい・目的

- ・「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「ビジネスプラン作成」5項目を含む講座で幅広く学び、経営者として資質を高め、継続可能な事業経営ができる基盤を築くための事業者において必要な知識、着目点を習得する
- ・創業仲間を見つけることや、創業に対する意欲の向上を目指す
- ・市内で潜在的にいる創業希望者の掘り起こしを行う
- ・市内での開業・創業を目指す

(2) 概要

- ①開催期間 令和6年7月～令和7年1月
- ・上期・下期 各全5～10回（合計20時間程度）
 - ・各期開催期間は1ヵ月以上
 - ・土曜日または平日夜間
- ※時間数、開催日については甲と乙協議の上調整
- ②開催場所 オンラインでの開催も可能とする。船橋商工会議所会館を使用することも可能。使用時間を9時から17時までとし甲と乙協議の上使用の可否を決定する。但し必要に応じて乙が他の会場を確保することもできる。
- ③受講人数 各期50名程度
- ④内容 本事業のねらい・目的に沿った内容であること
- ⑤受講対象者 未創業者・創業間もない者
- ⑥委託金額 各期、受講者数により支払う
- 20～29名 200,000円、30～39名 300,000円、
40～49名 400,000円、50～60名 500,000円（上限）
- ※各期、20名に満たない場合は開催しないものとし、準備等で発生した経費は受託者の負担とさせていただきます。

4. 契約条件

乙は、本事業運営に必要な下記の業務を行うものとする。

(1) 事業の実施・運営

- ①本事業「経営」「財務」「人材育成」「販路開拓」「ビジネスプラン作成」5項目を含む講座の実施・運営
- ②オンラインでの開催の場合は、通信の環境を整え問題なく開催する
- ③対面での開催の場合は、会場の確保
- ④日程、カリキュラム、告知チラシを作成し2カ月前までに提出すること
カリキュラムは本事業のねらい、目的に沿った内容とし受講生全員が自己紹介、ビジネスプランの発表を行うよう時間を設けること
- ⑤遅くとも開催日1カ月前から周知、申し込みを開始すること
- ⑥本事業に係る講師の選定・アシスタント派遣
- ⑦教材及び資料を作成し必要部数を用意、各団体より取りまとめた資料と共に受講者へ郵送すること
- ⑧本事業に必要な備品等を準備（受講生に配布する備品・消耗品など）
- ⑨受講者の募集案内、広報活動・PR活動を行う
受講生募集のための告知チラシのデータの提出、印刷部数については会議所と協議し決定する
その他、チラシ以外の媒体による広報活動を行うこと
- ⑩申込受付及び受講料の徴収
- ⑪受講者の名簿作成、出欠確認等、本事業運営に必要な事務作業
- ⑫本事業受講者からの質疑応答
- ⑬本事業受講者のフォロー
- ⑭打合せ
甲と乙は事業の進捗報告や進め方について必要に応じ打合せを行うこと
- ⑮報告書の作成
各期終了後1か月以内に、報告書および収支報告書を提出する
- ⑯委託期間終了までの受講者の起業状況の確認・報告
年度末までの各期の受講者の起業状況について確認し報告すること

(2) 個別個票・アンケート

受講者の個別個票（船橋市への同意書等を含む）・アンケートを実施回収し、集計と分析結果を本事業終了後、提出すること※個別個票・アンケート内容については、甲と乙で協議し決定する

(3) 受講料の取り扱いについて

徴収した受講料は、各期、乙は甲の指定する口座へ納入すること

5. 委託金支払いについて

各期、報告書の提出後甲は乙の指定する口座へ支払うこととする

6. 委託金に含むものについて

本事業運営にかかる一切の費用

7. その他

(1) 甲が行う業務

甲と乙は本事業に係るすべての業務について協議し運営する

(2) 甲は、講師に対し謝金（上限、各期 250,000 円）、旅費を支払う

(3) 受講者が増減した場合の取り扱い

受講者は各期 50 名（通期 100 名）として見積書を作成すること。但し、受講者数増減による費用の増減は、見積書の欄外に記載すること。受講者の申込状況により、変更契約等の措置を講ずるものとする。

(4) 感染症の対応について

感染症の拡大状況により甲と乙で協議のうえ開催の可否を判断できるものとする。尚、政府や地方自治体による緊急事態宣言の発令やイベント中止要請等があった場合、対面での本事業は中止とする。中止となった場合は委託料の支払いは発生しないものとする。また、徴収した受講料については申込者へ返金する。

(5) 乙は本業務遂行にあたり甲と密接に連絡をとり、その承認を受けて作業を進めること。また実施運営に当たって疑義が生じた場合には速やかに甲と協議し、その指示を受けること。

(6) 本事業に係る印刷物・その他の著作権および業務において作成したデータ結果及び作成過程のデータは甲に帰属すること。

(7) 乙は個人情報保護の理念に則り、業務上知り得た個人情報を業務受託中・終了後に関わらず、他人に漏らしてはならない。また企業の秘密情報についても同様とする。

(8) 受講者募集に関する事前セミナー・フォローアップセミナーについては、乙が行うものとし、その開催内容や報償等については、船橋市と協議の上遂行する。

(9) 委託仕様書に記載がなくとも、本事業を遂行するうえで当然必要な施行上の事項については、乙の負担において処理する。

(10) 本仕様書に定めのない事項で、かつ業務遂行上必要となる事項については、その都度甲と乙が協議のうえ決定する。